【2026 年 4 月現在】

関西学院大学支給奨学金規程

（目的）
第１条　学校法人関西学院は、関西学院大学学生で経済的理由により修学困難な者を援助するために関西学院大学支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。
（資金）
第２条　奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。
（資格）
第３条　奨学金を受ける者の資格は、大学（神学部キリスト教伝道者コースの日本基督教団所属者及び日本基督教団と宣教協約を結ぶ教団所属者を除く。）に在学する正規の学生で、修学の継続を目指し、家計困窮度が高く、学資の援助を必要とする者とする。ただし、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく修学支援新制度を受ける者を除く。なお、関西学院大学奨学生選考内規を別途定める。
（年額及び交付）
第４条　奨学金の年額は25万円とする。なお、自宅外通学生は10万円を付加する。
２　奨学金の交付は、原則として秋学期に一括交付とする。
３　大学支給奨学生（以下「奨学生」という。）は、学費未納の場合、この奨学金を学費の納入に充てるものとする。
（期間）
第５条　奨学金を支給する期間は１年間とする。
（申請）
第６条　奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。
（採用）
第７条　奨学生の採用は、申請者の中から学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。
２　奨学金と外国人留学生奨学金との重複採用は不可とする。なお、その他重複採用については別途定める。
（異動）
第８条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。
1　奨学金を辞退するとき。
2　休学又は退学するとき。
（交付の停止）
第９条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。
1　奨学金を辞退したとき。
2　休学又は退学したとき。
3　委員会が奨学生として不適当と認めるとき。
２　前項に該当する場合、奨学金の返還を求めることがある。
（所管）
第10条　この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。
（細則）
第11条　この規程の施行について必要な事項は細則で定める。
（規程の改廃）
第12条　この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。
附　則
１　この規程は、1968年（昭和43年）４月１日から施行する。
　　略
27　この規程は、2025年（令和７年）４月１日から改正施行する。

【2026 年 4 月現在】

関西学院大学ランバス支給奨学金規程

（目的）
第１条　学校法人関西学院は、関西学院大学の一般選抜入学試験受験予定の者で、経済的理由により就学困難であり、かつ本学への入学を強く希望する者に対し、在学中の勉学を支援することを目的として関西学院大学ランバス支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。
（資金）
第２条　奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。
（資格）
第３条　奨学金を受ける者の資格は、学資の援助を必要とする者のうち本学への入学を強く希望する者で、大学の一般入学試験または大学入学共通テストを利用する入学試験に合格し入学した者、及び学年進行時の継続審査に合格した者とする。ただし、次の各号の者を除く。なお、ランバス支給奨学生選考内規を別途定める。
1　神学部キリスト教伝道者コースの日本基督教団所属者及び日本基督教団と宣教協約を結ぶ教団所属者
2　「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく修学支援新制度を受ける者
3　関西学院大学外国人留学生奨学金の受給資格者
（年額及び交付）
第４条　奨学金の年額は25万円とする。なお、自宅外通学生は10万円を付加する。
２　奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の１／２）を春学期に一括交付する。
３　関西学院大学ランバス支給奨学生（以下「奨学生」という。）は、学費未納の場合、この奨学金を学費の納入に充てるものとする。
４　近畿圏外からの進学者には、初年度交付時に20万円を付加する。
（期間）
第５条　奨学金を支給する期間は、標準修業年限とする。
（申請）
第６条　奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。
（候補者決定）
第７条　採用候補者の決定は、申請者の中から、学生活動支援機構（以下「機構」という。）の推薦により行う。
（採用）
第８条　奨学生の採用は、前条の採用候補者のうち本学に入学した者について、委員長が決定し、学生委員会（以下「委員会」という。）で承認を得るものとする。
２　奨学生は大学支給奨学金に出願することはできない。
（異動）
第９条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届けなければならない。
1　奨学金を辞退するとき。
2　休学又は退学するとき。
（受給資格の喪失）
第10条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。
1　奨学金を辞退したとき。
2　休学又は退学したとき。
3　委員会が奨学生として不適当と認めたとき。
２　奨学金の交付後に前項に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。
（所管）
第11条　この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。
（細則）
第12条　この規程の施行について必要な事項は細則で定める。
（規程の改廃）
第13条　この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。
附　則

1　この規程は、2012年（平成24年）10月１日から施行する。
　　略
10　この規程は、2024年（令和６年）９月１日から改正施行する。ただし、第４条に定める奨学金の年額について2024年度以前入学生は附則第９項の規定を適用する。

関西学院大学マルチプル･ディグリー制度による編入学生支援奨学金規程

（目的）
第１条　学校法人関西学院は、関西学院大学学生でマルチプル・ディグリー制度（以下「MD制度」という。）による編入学試験に合格し、二つ目の学部に４年次編入した者のうち、早期卒業により「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく修学支援新制度（以下「国の修学支援新制度」という。）の支援が終了した者について、在学中の勉学を支援することを目的としてマルチプル・ディグリー制度による編入学生支援奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。
（資金）
第２条　奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。
（資格）
第３条　奨学金を受ける者の資格は、大学に在学する正規の学生でMD制度による編入学試験に合格し、一つ目の学部を「早期卒業制度」により３年で卒業の上、二つ目の学部に４年次編入した者のうち、編入前の課程において国の修学支援新制度を受けていた者とする。なお、選考内規を別途定める。
（年額及び交付）
第４条　奨学金の年額は、３年次修了時の国の修学支援新制度による支援相当額とする。ただし、通学形態による奨学金の加算については交付学期の通学実態に合わせるものとする。
２　奨学金の交付は原則として春学期、秋学期に行う。
３　マルチプル・ディグリー制度による編入学生支援奨学生（以下「奨学生」という。）は、学費未納の場合、この奨学金を学費の納入に充てるものとする。
（期間）
第５条　奨学金を支給する期間は１年間とする。
（申請）
第６条　奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。
（採用）
第７条　奨学生の採用は、申請者の中から学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。
２　奨学生は関西学院大学支給奨学金に出願することはできない。
（異動）
第８条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届けなければならない。
1　奨学金を辞退するとき。
2　休学又は退学するとき。
（受給資格の喪失）
第９条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。
1　奨学金を辞退したとき。
2　休学又は退学したとき。
3　委員会が奨学生として不適当と認めたとき。
２　奨学金の交付後に前項に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。
（所管）
第10条　この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。
（規程の改廃）
第11条　この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。
附　則
1　この規程は、2024年（令和６年）４月１日から施行する。

関西学院大学･大学院利子補給奨学金規程

（目的）
第１条　学校法人関西学院は、関西学院大学学生及び大学院生で関西学院大学と提携する金融機関の教育ローン等（以下「ローン」という。）の借入を受けた者を援助することを目的として関西学院大学・大学院利子補給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。
（資金）
第２条　奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。
（資格）
第３条　奨学金を受ける者の資格は、大学及び大学院に在学する正規の学生であって、学資の援助を必要とする者とする。
（年額及び交付）
第４条　奨学金の年額は在学する課程におけるローンの当年度利子相当額とする。
２　奨学金の交付は一括交付とする。
（期間）
第５条　奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。
（申請）
第６条　奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て学生委員会委員長又は大学院奨学金委員会委員長に提出しなければならない。
（採用）
第７条　関西学院大学・大学院利子補給奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、学生委員会又は大学院奨学金委員会が行う。
（返還）
第８条　学生委員会又は大学院奨学金委員会が奨学生として不適当と認めたとき、奨学金の返還を求めることができる。
（所管）
第９条　この規程の奨学金に関する事項は学生委員会又は大学院奨学金委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。
（細則）
第10条　この規程の施行について必要な事項は細則で定める。
（規程の改廃）
第11条　この規程の改廃は、学生委員会、大学院奨学金委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。
附　則
１　この規程は、2009年（平成21年）４月１日から施行する。
　　略
３　この規程は、2015年（平成27年）４月１日から改正施行する。

関西学院大学･大学院利子補給奨学金規程細則

（募集時期）
第１条　関西学院大学・大学院利子補給奨学生（以下「奨学生」という。）の募集は、原則として２月に行う。
（申請手続）
第２条　関西学院大学・大学院利子補給奨学金（以下「奨学金」という。）の支給を受けようとする者は、次の各号の書類を学生活動支援機構事務部を経て学生委員会委員長又は大学院奨学金委員会委員長に提出しなければならない。
１　利子補給奨学金申請書
２　家庭及び本人の経済状況を証明するもの
３　ローン返済明細書
４　前各号のほか、学生委員会または大学院奨学金委員会から追加して提出を求められたもの
（選考基準及び方法）

第３条　選考基準は家庭及び本人の経済状況による。ただし、関西学院大学奨学生選考内規を別に定める。
（採用通知）
第４条　奨学生の採用決定は、学生委員会委員長又は大学院奨学金委員会委員長から本人に通知する。
（奨学金の支給）
第５条　奨学金の支給の時期は、原則として３月とする。
（細則の改廃）
第６条　この細則の改廃は、学生委員会及び大学院奨学金委員会の議を経て大学評議会で決定する。
附　則
１　この細則は、2009年（平成21年）４月１日から施行する。
略
３　この細則は、2015年（平成27年）４月１日から改正施行する。